

住宅の新築・増改築支援します！

河北町持家住宅促進事業費補助金制度について

河北町は、町民の居住環境の整備と町内建築関連業界の振興及び雇用の拡大による景気浮揚を図ることを目的として、地元の業者を利用し、建物の新築や増改築等を行う場合に補助金を交付します。

□補助金が受けられる条件

- 町内で**自ら所有し、居住する住宅**の建築工事、リフォーム等工事を行うこと
 - ※店舗併用住宅の場合は住宅部分のみ対象
 - ※住宅1戸につき年度内各1回限りとする
(減災対策工事のみ、その他要件工事と分けて申請可能)
 - ※以下の単独の工事については**補助対象外**とする
 - ①カーポート・車庫・物置の新設(ただし、住宅工事と併せて行うもので、『確認申請を提出したもの』を新設する場合は補助対象)
 - ②宅地造成を目的とした擁壁工事(境界ブロックも同様)
 - ③駐車場の整地(コンクリート、アスファルト等)
(融雪機能を有する設備設置にかかる整地の場合は補助対象)
 - ④雨水排水用の側溝工事、上下水道設備の配管のみの工事
- 申請時点で**工事が未着工**であること
- 各年度の**2月末日**までに**実績報告書の提出**ができること(期日厳守)
- 町内建築事業者(※)**と契約し、建築工事等を行うこと
※河北町商工会または河北町建設総合組合に加入している町内の事業者に限る
- 町税等の滞納のないこと



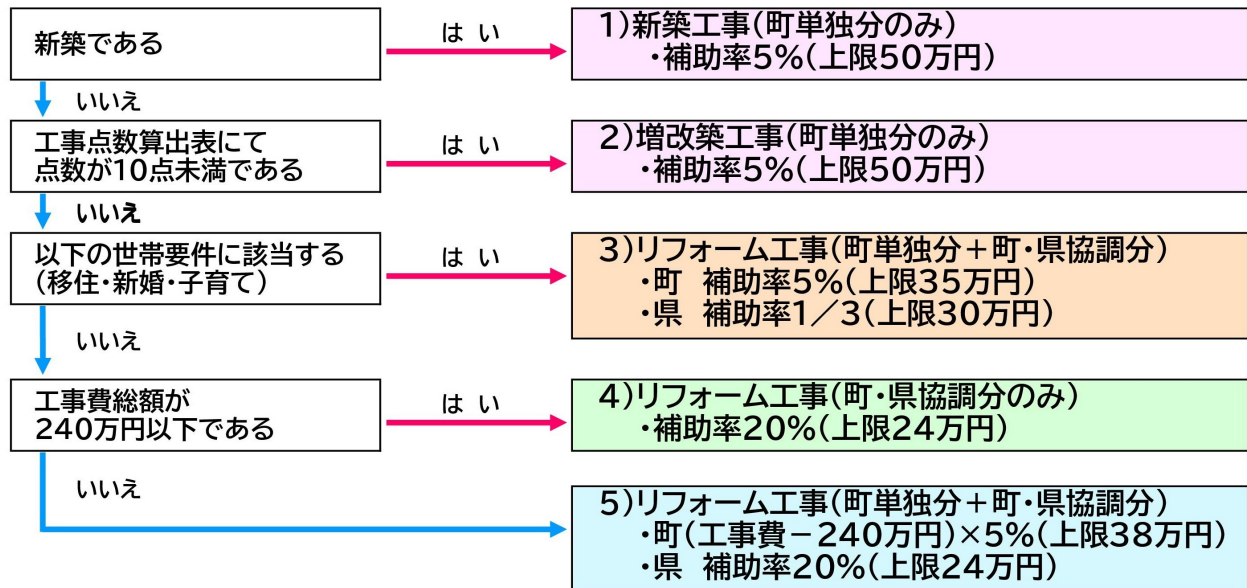
□補助対象工事費 建築工事 1件当たり50万円以上の工事費

□補助金交付額 (予算がなくなり次第受付終了)

工事区分	世帯要件	町単独分	町・県協調分
1)新築工事	要件なし	補助率:工事費の 5% 上限: 50万円	補助率:— 上限:—
2)増改築工事			
3)リフォーム等工事	移住・新婚 子育て世帯※	補助率:工事費の 5% 上限: 35万円	補助率:工事費の 1/3 上限: 30万円
4)リフォーム等工事 (工事費 240 万円 以下)	要件なし	補助率:— 上限:—	補助率:工事費の 20% 上限: 24万円
5)リフォーム等工事 (工事費 240 万円 超)	要件なし	補助率: (工事費 - 240 万円)× 5% 上限: 38万円	補助率:工事費の 20% 上限: 24万円

※移住世帯:令和2年4月1日以降に県外から町内に移住した世帯員がいる世帯
 新婚世帯:申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
 子育て世帯:平成19年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯

持家住宅促進事業費補助金 フローチャート



□町・県協調分の要件

- ①寒さ対策・断熱化（断熱サッシの設置、外壁に断熱材を設置など）
- ②バリアフリー化（脱衣所と浴室間の段差解消、手すりの設置など）
- ③克雪化（雪止め等の設置、融雪設備の設置など）
- ④県産材使用（一定量以上の県産木材を使った工事）

□水害対策及び豪雪対策にかかる住宅改修工事への補助

①高床式住宅(水害対策)

対象となる住宅：**洪水浸水想定区域内**で、**礎部の高さが地盤から1.5m**を超える住宅
または**既存地盤から1.0m以上盛土**された住宅

②耐雪式住宅(豪雪対策)

対象となる住宅：**1.2m以上の積雪荷重**(1㎡あたり360kg)に対し、
安全な構造を有する住宅(※構造計算書等で確認できる住宅)

●補助交付額(上記の補助金交付額に加算)

上記住宅を新築又は上記の住宅に改修する場合、工事費の5% 上限：**20万円**

③住宅の2階以上の部分に独立した住宅機能を有する設備を増築する工事(水害対策)

対象となる設備：**風呂、トイレ、台所等の水回り関連設備**

●補助交付額(上記の補助金交付額に加算)

上記住宅を新築又は上記の住宅に改修する場合、工事費の5% 上限：**10万円**

□問い合わせ・申し込み先

■ご希望の方は河北町役場 都市整備課 管理係

Tel0237-73-2114(直通)にお問い合わせください。